

令和3年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業募集要領

この要領は、令和3年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業を実施するため必要な事項を定めるものとする。

1 目的

生産者等が盛岡産農畜産物を使用し6次産業化等に取り組む事業を支援することにより、盛岡産農畜産物の高付加価値化及び販路拡大による農家所得の向上及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

2 事業の概要

市は、盛岡市内の農業者、事業者等から事業を募集し、そのうちから令和3年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業として選定した事業(以下「選定事業」という。)に要する経費に対して補助金を交付する。

3 募集する事業の取組区分

募集する事業の内容は次の各号に規定する取組区分とし、各号の組合せを可とする。ただし、成果品※には原則として「美食王国もりおか」のロゴマークを使用することを条件とする。ロゴマークは英語併記版の使用を基本とし、使用に当たっては、余白や背景などのルールが定められているので留意すること。

【ロゴマーク】

- ※ 成果品 (1)の取組区分で想定される成果品の例
…パッケージ, ラベル 等
(2)の取組区分で想定される成果品の例
…PR チラシ, 商談会等の販促品 等



- (1) 商品の試作, 開発若しくは改良又はサービスの開発若しくは改良

盛岡産農畜産物を用いた新たな商品等の試作, 開発又は既存の商品等の改良により, 高付加価値化を図るもの。

- (2) 販路の開拓, 拡充等

盛岡産農畜産物又はそれらを利用した商品等を用いて販路(輸出を含む)を開拓し, 取引先の拡大による売上及び所得の増大を図るもの。

4 事業の対象者

盛岡市内に住所を有する個人又は事業所を有する法人(任意団体を含む。)で次の各号のいずれかに該当し, かつ, 5に掲げる全ての資格条件を満たす者

- (1) 自ら農業を営み, 又は農業に従事する者

- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人
- (3) 第 1 号又は第 2 号に掲げる者を 1 者以上含む 2 者以上で構成されるグループ
- (4) 年間の営業日数がおおむね 180 日以上である産地直売所

5 応募者の資格条件

- (1) 応募する事業を確実に遂行できる見込みであること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 直近の 1 箇年度において、盛岡市税を滞納していないこと。
- (4) 本補助金の交付を受けて同一の目的及び内容となる事業を 3 回以上行った個人又は団体でないこと。
- (5) 選定事業の結果を公表することについて同意できること。
- (6) 選定事業について、翌年度から 3 年間、指定された期日以内に実施状況報告書（様式第 5 号）により事業の状況を報告すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

6 補助額

- (1) 個人（「4 事業の対象者」のうち、第 1 号及び第 2 号に該当する者）
補助額は、1 事業につき 50 万円を限度とし、事業費（他の補助の対象となっていないものに限る。以下同じ。）の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下同じ。）以内の額とする。ただし、複数の取組区分を応募した場合の補助額の上限も同額とする。
- (2) 団体等・グループ（「4 事業の対象者」のうち、第 3 号及び第 4 号に該当する者）
補助額は、1 事業につき 100 万円を限度とし、事業費の 2 分の 1 に相当する額以内の額とする。ただし、複数の取組区分に応募した場合の補助額の上限も同額とする。
- (3) 補助は、盛岡市議会において議決された予算の範囲内とする。

7 補助対象経費

別表のとおりする。また、経費の積算については、次のとおり行うこと。

- (1) 応募する事業を実施するために直接必要となる経費により積算するものとし、個人又は法人等における運営経費は対象外とする。
- (2) 謝金等については、社会通念上、過大にならないように積算すること。
- (3) 備品等財産の取得に係る経費は、原則として対象外とする。ただし、事業を行うに当たり真に必要とする場合については、事前協議の上判断するものとする。
- (4) 市及び市以外の他の法人等の補助を受けている場合は、当該補助対象経費については対象外とする。

8 応募について

(1) 応募期限

令和3年4月23日（金）午後5時（必着）

(2) 提出書類

（個人で申請する場合において、ク～ケに該当するものがない場合は、不要とする。）

ア 令和3年度盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業応募申請書

（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第2号）

ウ 収支予算書（様式第3号）

エ 団体等の概要（様式第4-1号）又は申請者の概要（様式第4-2号）

オ 事業内容の補足資料（商品等の詳細，写真・図面等）

カ 直近1箇年度の全ての市税を滞納していないことが確認できる書類（写し可）

キ 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）

ク 定款，会則又はこれに代わるもの（任意様式）

ケ 参考資料（応募者に関するパンフレット，事業内容の説明資料等）

(3) 提出先

盛岡市肴町2番29号 盛岡市役所肴町分庁舎3階 農政課食と農の連携推進室

(4) 応募方法

持参又は郵送とする。

(5) その他

ア 応募に要する費用は，応募者の負担とする。

イ 応募書類は，返却しない。

9 審査方法

学識経験者，6次産業化等の支援機関，市職員等で構成する「盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業審査委員会」において，応募事業の書類及び応募者によるプレゼンテーションを審査し，審査結果に基づき，選定事業及び補助額を決定する。

なお，審査会は5月下旬に実施する予定であるため，応募者は必ず出席すること。

10 審査基準

審査に当たっては，主として次の項目により評価を行う。

(1) 1に掲げる目的に合っているか。

(2) 実現性，市場性及び収益性がある事業計画となっているか。

(3) 予算の見積もりは適正か。

(4) 事業効果が見込めるか（他者・地域への展開，将来の発展性等）。

11 関係書類の保管等

選定事業の事業者は，事業費の収支を明らかにした書類等を整備し，選定事業完了後，5年間保管すること。

12 その他

- (1) 補助金は、選定事業実施の詳細について、市との協議が整った後に交付する。
- (2) 補助事業者は、令和4年2月28日(月)までに事業を完了することとし、事業完了後は実績報告書を市が指定する期日までに提出すること。
- (3) 市が主催する成果報告会等において、事業の成果等の報告を求めることがあるので出席すること。
- (4) 補助金を活用し、開発又は改良した商品の販売額等に係る調査に協力すること。
- (5) 補助金の交付に当たっては、本要領に定めるもののほか、盛岡市補助金交付規則(昭和50年規則第27号)及び盛岡市6次産業化等スタートアップ支援事業補助金交付要綱(令和2年6月2日市長決裁)に定めるところによる。

別表（第8関係）

6次産業化等の 取組区分	経費
商品の試作，開発若しくは改良又はサービスの開発若しくは改良	専門家に対する謝金及び旅費
	施設及び機器材等の賃借料
	試作品の原材料費，副資材費，消耗品費及び外注加工費
	弁理士費用
	翻訳費用
	委託費（分析，試作，実験，加工，デザイン制作等に限る。）
	設備の整備費（機器材の購入，改良，修繕等で事業に密接に関わるもの限り，汎用性のあるものを除く。）
販路の開拓，拡充等	専門家に対する謝金及び旅費
	機器材の賃借料
	展示会，商談等に係る出店費，旅費（宿泊代を除く。），人件費，消耗品費及び印刷製本費
	委託費（市場調査費，決済システムの構築，広告宣伝費等に限る。）
	機器材の購入費（決済システムの構築に係るもの限り。）